

390 震度4でも一時間以内に施設点検が可能な体制づくり

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
芳賀台地土地改良区 【平成29年】	9700150019447	その他事業者 【農業、林業】	栃木県
<ul style="list-style-type: none"> ● 那珂川水系荒川より農業水利施設の頭主工及び揚水機場を用いて取水し、56kmの用水路と2ヶ所の調整池、2ヶ所の揚水機場で農用地に排水を行っている芳賀台地土地改良区では、東京湾北部や茨城県沖、茨城県南部などで想定されるM7級の大規模地震への備えとして、関係する機関の協力を得て業務継続計画（BCP）の整備を行った。 ● 同土地改良区では東日本大震災において、揚水施設や水路（管水路）に大きな被害が発生し、農業用水の供給停止に加え、道路の陥没が発生したため、資機材等の事前準備、事前行動計画及び初期体制の強化、代替水源・応急復旧策の検討、役職員の行動計画等を作成した。 ● 普段から点検パトロールを重視し、震度4以上の地震が発生した場合、発生から1時間以内に、揚水機場等の施設を抱えている市町村に改良区職員が自ら点検に行くこととしている。 ● また、同土地改良区が管理する調整池（農業用ダム）は、通年を通じ、一定の用水が確保されていることから、大規模火災（山火事等）発生時の消防用水として、平成20年には芳賀地区広域行政事務組合消防本部と「緊急時における水利施設（調整池）の使用に関する覚書」を締結した。 			



▲放水訓練の様子